

船橋市アンデルセン公園指定管理者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号。以下「条例」という。）第11条に規定する船橋市アンデルセン公園（以下「アンデルセン公園」という。）の指定管理者を、公平かつ適正に実施するための手続きを定めるものである。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定については、条例第11条各号のいずれにも該当するもののほか、次に掲げる事項を総合的に判断して選定するものとする。

- (1) 管理運営の基本方針が適切であること。
 - ① 都市公園としての機能を良好な状態に保てる計画及び実現性が図られていること。
 - ② 市を代表する施設であることを理解し、市との連携並びに市の事業に沿った管理運営が行えること。
 - ③ 本市の観光及び国際交流の拠点施設としての活用が図られること。
- (2) 業務計画の提案が適切であること。
 - ① 施設及び設備の維持管理が図られること。
 - ② 利用者の平等な利用確保及びサービスの向上が図られること。
 - ③ 利用者等の安全確保が図られること。
 - ④ 利用促進の方策が図られること。
 - ⑤ 地域との共生や地域への還元が図られること。
 - ⑥ アンデルセン公園ならではの業務計画の提案であること。
- (3) 事務管理計画の提案が適切であること。
 - ① 従事者の配置計画が適切であること。
 - ② 従事者の教育と研修計画が確立されていること。
 - ③ 従事者に対する労働条件等の対応が適切であること。
- (4) 収支予算書が適正であること。
 - ① 収入見込が適切であること。
 - ② 利用者等の安全が確保できる事業費であること。
 - ③ 事業費の削減が図られていること。
- (5) 指定管理者としての団体が適切であること。
 - ① 管理業務に関する計画の実現性が適正であること。
 - ② 業務遂行のための財務的及び技術的能力が適正であること。
 - ③ 業務実績があること。

④ 管理運営に関する創意工夫や提案が適切であること。

(申請書等)

第3条 申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 船橋市有料公園指定管理者指定申請書
- (2) 指定期間全体の事業計画書
- (3) 船橋市有料公園の管理に関する収支予算書
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (6) 第1号の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書
- (7) 前年度又は直近の貸借対照表及び収支決算書
- (8) 前年度の事業計画書及び事業報告書
- (9) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人又は団体の概要が分かるもの
- (10) 市税納付確認書
- (11) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- (12) 千葉県税の完納証明書
- (13) 役員名簿
- (14) 法人市民税納税証明書
- (15) 誓約書
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める書類

(指定管理者の選定)

第4条 市長は、アンデルセン公園の指定管理者を指定管理者に応募したものの中から選定する。

2 市長は、前項の選定のあたっては、次条に定める「船橋市の有料公園の指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の選定を行ったときは、別に定めるところにより当該選定について公表するものとする。

(アンデルセン公園指定管理者選定委員会)

第5条 アンデルセン公園の指定管理者選定についてアンデルセン公園指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、識見を有する者及び市職員を含む7人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 指定管理者が市の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又は市との協定に違反したとき。
- (3) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、管理業務に重大な支障が生じるおそれがあるとき
- (4) 指定管理者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団の利益となる活動を行う団体であることが認められるとき。
- (5) 指定管理者の役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者いう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (6) 指定管理者の役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (9) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 指定管理者管理業務の一部を第三者に委託している場合において、当該第三者契約が第4号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該第三者と契約を締結していると認められるとき。
- (11) 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することが判明し、市が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理業務を継続することが適当でないとき市長が認めるとき。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。